

中国電力株式会社

常務執行役員

島根原子力本部長 三村 秀行 様

出雲市長 飯 塚 俊 之

島根原子力発電所2号機 第18回定期事業者検査の実施について

令和8年1月8日付島原本広第474号により連絡があつたことについて、下記のとおり意見を申し入れます。

記

1. 定期事業者検査の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、安全かつ遺漏なく実施すること。
2. 作業に伴う被ばくの低減を積極的に進めるとともに、全ての作業従事者の被ばく管理に万全を期すこと。
3. 燃料や放射性廃棄物の取扱いについては、放射線管理を厳重に行い、周辺環境に影響を及ぼさぬよう万全の措置を講じること。
4. 定期事業者検査期間中に行う検査や工事については、作業管理や品質管理に万全を期すとともに、不具合を発見した場合の不適合管理等も適切に行い、遺漏なく確実に実施すること。
5. 不適切事案により、原子力発電所の事業者としての資質を問われないよう、過去のトラブルや他の発電所等で発生したトラブル等について、事例教育などによる情報の共有を行い、協力会社も含め万全の管理と安全教育を徹底すること。
6. 異常が確認された場合には、遅滞なく適切な措置を講ずるとともに、その内容について、速やかに報告すること。
7. 定期事業者検査の実施状況については、市民が理解しやすいように、適宜わかりやすい言葉で適切に情報提供すること。
8. 今回の定期事業者検査中に実施する40年を超える運転の検討のために必要な特別点検の実施に向けたデータ採取においては、採取から評価に至るまで、適正かつ正確に行うこと。
9. 立地自治体と同様な安全協定を締結し、関係自治体と緊密な連携を図ること。